

平成 27 年（行ウ）第 4 号 石木ダム事業認定処分取消請求事件

原告 岩下和雄外

被告 国

平成28年7月7日

長崎地方裁判所

御中

原告ら 訴訟代理人

弁護士 馬 奈 木 昭 雄

弁護士 平 山 博 久 外

証 拠 説 明 書

頭書事件に関して 原告ら が提出した 甲 C5 号証ないし甲C 第 12 号証の
証拠の標目、作成者、作成年月日、立証趣旨は以下のとおりである。

なお、書証の記載より明白で、かつ本件訴訟上意味のない事項は省略している。

番号	枝番	標目		作成者	作成日	立証趣旨
C5		河川事業設計基準書	写し	鹿児島県	H25. 3	鹿児島県の【河川事業設計基準書】（第3編 計画編）によれば、都市河川の条件として（1）人口集中地区の人口が3万人以上、（2）人口が30万人以上の都市とされていること。
C6		川棚町ホームページ	写し	川棚町	H28. 5	平成28年5月末日時点において川棚町の人口が14,231人であること。
C7		波佐見町ホームページ	写し	波佐見町	H28. 4	平成28年4月末日時点において波佐見町の人口が15,041人であること。
C8	1	第6回 香川県ダム事業の検証に係る検討委員会資料	写し	香川県	H26. 12	<ul style="list-style-type: none">・二級河川工事実施計画基本計画の手引きに記載されている計画規模設定の基準の内容。・香川県における計画規模設定の基準の内容。

C8	2	香川県ホームページ	写し	香川県	H26.12	甲C第8号証の1が平成26年12月15日開催の香川県ダム検証に係る検討で配布された資料であること。
C9		「二級河川志登茂川 平成21年度第6回三重県河川整備計画流域委員会」と題する書面	写し	三重県	H21.12.10	三重県における計画規模設定の基準の内容。
C10		増田川ダム建設事業の検証に係る検討結果報告書	写し	群馬県	H27.4	群馬県における計画規模設定の基準の内容。
C11		川棚川想定氾濫区域図等作成	写し	長崎県	H18.3	平成18年当時の現況河道に基づく氾濫シミュレーション結果。
C12		改定解説・河川管理施設等構造令	写し	社団法人日本河川協会	H25.6	余裕高の特例により1メートルの余裕高が必要とされないケースがあること。その場合、一般的に0～0.6メートルの余裕高とされていること

以 上